令和７年度 事業計画

（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

公益社団法人 志賀町シルバー人材センター

政府の指針として７０歳までの雇用延長を推進している現状では、センター会員の高齢化はさらに進展すると予想されるため、８０歳代の会員の就業に対するサポート体制の構築が重要となります。また、仕事ができなくても仲間とつながることのできる居場所としての環境を整備することが今後の課題です。センターでは従来からの請負・委任の就業に加え、シルバー派遣事業の推進、有料職業紹介事業の実施、志賀町と連携した「介護予防・日常生活支援総合事業」（新総合事業）、「空き家管理対策事業」、「ふるさと納税返礼品事業」の更なる事業拡大に努め、今後も公平な就業機会の提供に取り組むことにしており、公益社団法人として、より公益性の高い事業展開を目指してまいります。

公共施設の指定管理事業や業務受託事業に関しては、震災で休館となった施設もありますが、管理運営の充実と就業拡大を図り、受託した指定管理施設では、利用者の趣味活動の場や地域の憩いの場として、今後とも利用者に喜ばれ大いに活用されるよう努めてまいります。

令和７年度においては、震災の影響も考慮しつつ様々なニーズに応えるため、公共事業はもとより、民間企業、一般家庭からの就業機会の開拓や会員入会促進を積極的に推進し、増加する高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」を実践できるよう、県内各センター及び県連合会と相互に更なる連携を図り、それぞれの役割と特性に応じた事業を展開し、地域に親しまれるセンターを目指して下記の事業を実施いたします。

基本方針

１　会員の入会促進と新たな技術の取得
２　組織活動の活性化
３　普及啓発活動の推進
４　事業拡大と就業機会の拡大
５　安全就業の徹底と安全意識の啓発
６　会員の福利厚生と健康管理の向上
７　シルバー派遣事業の推進
８　高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進
９　県シルバー人材センター連合会との連携
１０　町事業との連携
１１　組織体制の強化と健全財政の確保

1　会員の入会促進と新たな技術の取得

（1） 令和７年度末の会員目標数を２０８名とする。
（全シ協が掲げる2030年度までの6年間(R7年度～R12年度)で会員純増10万人超計画における6年間で25人増加のうち各年約4名増加）

（2）機関紙及び志賀町広報誌を通じて、シルバー事業の周知を図り、入会者を増やす。

（3）「１人の会員が１人の仲間を増やす」をモットーに、会員紹介報奨制度の周知徹底を図り、地域活動や個々の会員による勧誘活動を進める。

（4）業務に必要な講習会等を開催し、新たな技術の取得を促す。

2　組織活動の活性化

（1）各種専門委員会の活性化を図り、シルバー事業の安全性や技術力の向上を促す。

（2）会員アンケート調査を実施し、今後の業務に反映させる。

（3）ボランティア活動について進んで企画してもらう。

3　普及啓発活動の推進

（1）シルバー業務に関するパンフレット・チラシ・ポケットティッシュ・カレンダーの配布やホームページの情報の更新により周知を図り、新規会員の加入促進や受注件数の増加を図る。

（2）発注者へのアンケート調査を実施し、今後の普及啓発活動に反映させる。

（3）町内で行われる各種イベントへの参加や新聞等への記事掲載を通じて、センター事業の情報提供等を行い、センター活動の周知を図る。

4　事業拡大と就業機会の拡大

（1）令和７年度の契約額目標を１２８，５２４千円とする。(中長期計画目標契約額)

（2）公共団体の委託業務については、発注者と密接な連携を保ち、確実に業務を実施し信頼の向上に努める。

（3）地域住民が求める多岐にわたるサービスと会員からの多様な働き方への要望に応えるため、各種講習会を開催して新規事業に対応していく。

（4）シルバー派遣事業を推進し、就業機会の拡大及び適正就業に努める。

（5）指定管理事業・独自事業として、下記の５施設の管理運営を実施していく。快適かつ安全に施設を利用していただくため、 適正な維持、管理に努めていくとともに、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションを積極的に推進していく。施設の会員の就業については、就業形態の見直し等により、ワークシェアリングによる適正就業を推進し、就業確保に努める。

※ワークシェアリング：「仕事の分かち合い」と訳されることも多く、労働者一人当たりの労働時間を短縮することにより、社会全体の雇用者数を増やそうとする政策。

【指定管理事業】　指定管理期間：令和３年４月１日から５年間
（入浴施設）①志賀町シルバーハウス
②志賀町地域休養施設やすらぎ荘
③志賀町とぎ地域福祉センター（とぎ温泉ますほの湯）
（会議室等）④能登中核工業団地コミュニティ施設

【独自事業】
（軽食堂）⑤志賀町本庁舎内談話室

5　安全就業の徹底と安全意識の啓発

（1）安全・適正就業委員会を中心とした安全講習会の開催と安全パトロールを強化することで、事故撲滅を目指す。

（2）重篤事故に至らないように、ヘルメット着用徹底と貸与用ヘルメットの常備を促す。
飛石によるガラス破損等の賠償事故撲滅のため、飛石防止カルマー刃装着草刈機と飛石防護ネットとカラーコーンの配備、作業中看板の使用徹底、安全運転推進のため自動車用の社名入りマグネットシートの設置などを図る。

6　会員の福利厚生と健康管理の向上

（1）会員の知識向上と会員同士の親睦を図るため、会員互助の自主性を尊重しつつ、活動の支援を行う。

（2）高齢者の健康増進等に関する講習会等を開催して、会員の意識高揚に努める。

7　シルバー派遣事業の推進

（1） 令和７年度の派遣就業会員延人員年間目標値を３，１１７人日とする。
（１１月末現在における令和６年度末推定値）

（2）シルバー派遣事業における派遣労働は、「臨・短・軽」要件の緩和措置の動きがあり、県内においては週３０時間未満と決定し、業務拡大分野に参入するセンターもある。社会の多様な労働形態に応え、高年齢者の就業機会の拡大や適正就業の一層の推進と人手不足とされる分野において、県シルバー人材センター連合会の志賀町事務所として、シルバー派遣事業の推進と拡大に向けて取り組みます。

8　高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進

（1）高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（通称：サポート事業）は、センターが高年齢者にサービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野で、就業する機会を提供する事業である。

9　県シルバー人材センター連合会との連携

（1）高齢者活躍人材確保育成事業
※自己の都合や働く意欲の変化に応じて、臨機に就業機会を提供することにより、人手不足問題の解決に寄与するシルバー人材センターを、セミナー等で周知・広報するとともに、就業に必要な技能を付与する講習を実施、また実際の就業体験を通じて、 高齢者、企業双方の理解を深めることにより、シルバー人材センターにおける高齢者の一層の活躍を促進する。

１０　町事業との連携

（1）志賀町が行う介護予防・日常生活支援総合事業(通称：新総合事業)を受託し、家事援助サービスとの連携を図りながら事業を推進していく。

（2）志賀町と協定を締結した「空き家管理対策事業」を実施していく。

（3）志賀町のふるさと納税返礼品事業に参加し、納税者にサービスを提供していく。

１１　組織体制の強化と健全財政の確保

（1）全シ協や県連合会などの研修会等に積極的に参加して、多様化する地域社会や会員のニーズに的確に対応できるように、職員の資質の向上を図る。

（2）「公益社団法人」の認識を深め、公益目的事業を積極的に推進する。

（3）事務作業の簡素化に努め、事務処理の迅速化・効率化を推進し、健全財政に努める。